

従業員救出編

●従業員はどこへ行く

中小企業の社長の突然の死亡……こんなとき、何が起きるか分かりますか？

中小企業の社長は、一人で何役もの仕事を担っています。もちろん、最大の仕事は社長として会社全体の舵取りをしているわけですが、ときには、

- ①営業マンとして商品をセールスに行ったり、
- ②財務マンとして銀行に行って資金を調達してきたり、
- ③総務マンとして従業員の問題を考えたり、
- ④経理マンとして税金対策を考えたり、

と大車輪で働くなければなりません。

よく、中小企業の経営は「社長の個人的な力や人柄、人脈」で成り立っていると言われるのも、一人で何役もこなしているからです。

ですから、実際、社長の突然の死亡というときに、

- ①急きょ奥様が社長になったり、
- ②ご子息を呼び寄せて後継者にしても、

たいていは社長の代役は務まらず、早晚、会社をたたむことが多いものです。

会社で働く従業員の方も、このことは十分知っており、社長にもしものことがあったら、自分も職場がなくなるという不安に怯えながら勤めているというのが、中小企業の実態です。

●頼りの社長さんが、突然亡くなってしまい……



●資金繰りに行き詰まってしまっても……



●保険金が解決してくれるかもしれません。



こんなときでも、社長自身が、万が一の突然の死亡に備えて、十分な生命保険に入っていてくれれば、従業員の方々も安心して働けるのではないでしょうか。

たとえば、社長の死亡保険金で、

- ①少なくとも、向こう1年ぐらいは給料を払ってもらえるとか、
- ②すぐ会社をたたまれても、半年ぐらいはお金の心配をしないで求職活動ができる
退職金支給の準備がなされている、

ということであれば、中小企業で働いていたとしても、従業員の安心と満足度を高めることができます。これが「社長として入らなければいけない生命保険」の効用です。